

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

129 号

平成 26 年 1 月 16 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

明治政府が排除した東洋医療を国民の医療として復権を

代表理事 高橋養蔵

新年明けまして、おめでとうございます。

私は、江戸時代まで日本医療の主流であった東洋医療が明治初期に何故、排除されたのか疑問に思っていました。昨年、NHKの大河ドラマ「八重の桜」が放映されましたが、幕末から明治へ変わる転換期のドラマでした。医療制度を見ると、明治 7 年に 76 条の医制が制定され翌 8 年、医術開業試験が実施され、西洋医学へ移行していったようです。

その理由として、竹山晋一郎著「漢方医術復興の理論」の中で、西洋医療と比較して「予防医学として、法医学として軍陣医学として役だたぬゆえをもって排撃された」と書いています。時代の要請に合っていなかったことに違いはなかったようですが、医療効果がなかったとは言っていない。しかし、学校制度や病院制度等からも徹底して排除されたようです。しかし、排除されて、黙っていたわけではありません。

「医師免許規則改正案」の実現めざして運動しましたが、{明治 28 年の第八議会において「改正法案」は、ついに 27 票の差で否決されてしまった。}と書かれています。その後まもなく「臨床的に個人の病気を治す、その点では洋方にまさっている。——ということが、まず患者の側において、大正から昭和にかけて、経験的に（学問的にはではない）理解され、次に、洋方に治療的行きずまりを感じた医者によって漢方研究が開始され、かくて満州事変から日支事変と復古思想の台頭に乗じて漢方復興の気運が盛んになってきたのである。」と記されています。概略こうした経過を見ると、明治政府になって、急速な欧化政策がとられたことがわかります。

江戸時代まで臨床で、つみかさねてきた東洋医療の臨床医術の効果を十分検討し制度として、何故残さなかったのか、ここは明治政府の判断が冷静ではなかったと考えます。大正から昭和にかけて起こった復興運動をみても患者が有効性を認めて立ち上がりこれに医師も加わって運動したこと、現在、私たち臨床家もその効果を実感しているところです。国、厚生労働省は、国民の健康のために、明治政府の落ち度、をただし東洋医療を医療制度に組み入れてください。

このことを実現させるのは、大きな国民世論が必要です。現在取り組んでいる 100 万署名を患者さんと協力して、成功させましょう。



「あはき」業は「あはき」

師のみが行うべきもの

事務局長 清水一雄

平成26年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

鍼灸、あん摩マッサージ指圧医療において医業として認められているのが、「あはき」法において医師及び鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師です。医師は医学部教育と医師国家試験受験カリキュラムに「あはき」が入っていないなくても「あはき」業をしてよろしい。となっています。

どう考えても納得がいかないのは私だけでしょうか？別の見方をすれば「あはき」においては医師と同様であるということです。「あはき」での健康保険取扱で同様であるはずの医師に同意を受けなければならないのは法律を無視した考えと言えます。

「あはき」法において変えなければならないと思うのは

1. 医師及び鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師のところで、医師を削除する。
2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等の法律中の『等』を削除する。

「あはき」のことは鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師のことだけを表現すれば良いと思う。

「あはき」法には等があるために文面は紛らわしいが、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師は医業類似行為者ではなく、免許業務においては医業者であります。

医療法においても1条の規定で保健所に届けることにより、施術所は医療提供施設となります。ここでも医業者であります。

厚労省が通知している医業類似行為に対する取扱いについては何故鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、柔整師は医業類似行為にしていますが、法的根拠は何処から来ているのでしょうか？



新年抱負（ソウル研修旅行に行つて）

玉川学園鍼療所 草薙和春

明けましておめでとう御座います。本年も宜しくお願ひいたします。11月連休にソウルへ行きました。韓医学の鍼灸はもちろん疾患によつても保険制度有りますが、私達一行が驚いたのは料金と外国人のための美容鍼灸が確立されていることです。美容の国韓国とのイメージ戦略が奏効し、富裕層の中国人が鍼灸発祥の自国で受けずに韓国に鍼灸を受けにきてます。私達、日本鍼灸の繊細さ「お・も・て・な・し」の気遣いを活かして広めなくてはと決意新たにしました。因みに料金は、ロッテホテルソウル所属院で750,000ウォンです。

「十周年記念祝勝会（9月28日）」

に参加しよう

真船洋二

あけましておめでとうございます。早いもので、本会は今年発足より十年を迎えます。記念行事には、多くの会員の参加をお待ちしています。普段、特に、会の行事に



出られない人、会の行事に関心のない方、人前が出るのが苦手な人など等、ぜひ、この機会に参加して下さい。生業である鍼灸マッサージはもちろんのこと、旅行や趣味の話しなど、仲間で談笑するのも楽しいものです。

本年より、決意改めて一步前へ踏み出してはいかがでしょうか。人はやはり人の中に飛び込んで磨かれるものです。「十周年記念祝勝会」に参加してこの佳節を全員で祝いましょう。

原発のない暮らし

橋本利治

会員の皆さんあけましておめでとうございます。昨年は社会が大きく変革した一年でした。福島第1原発の事故終息していないにもかかわらず、原発再稼働が進められています。そしてアベノミクスとやらで経済が良くなっているかのように宣伝されています。新年を迎えて、今私たちが考えなければならぬのは自らの生活を見直す事ではないでしょうか。電気のある快適な生活か電気が無くてもゆとりのある明るい生活かの選択であります。

わたしたちは福島の人々の犠牲により 2020 年東京オリンピックが開催されることを肝に銘じなければなりません。全ての人々の命が守られる社会を希望したいと思います。



迎春

保険部部員 丹下佐隆

初春のお慶びを申し上げます。

私などはこの仕事を天職とすべく盛業を目指しているわけですが、その実現の為、施術力の更なる充実とともに、本年も鍼灸あま指の健康保険適用改善を求める運動のなかで先生方と交流させていただければと存じます。皆様の 2014 年がつつがない年でありますように。

I LOVE PAUL

事務局 高橋 博

あけましておめでとうございます。今年も精一杯頑張りますのでよろしくお願いいたします。昨年は、「療養費ソフト」に少し大きな改定を行いました。いかがだったでしょうか。使いやすい、間違いのないソフトは必要との思いで対応しましたが、まだ道半ばなので、本年も引き続き改善に取り組んでいきます。

昨年 11 月に東京ドームでのポール（元ビートルズ）のコンサートに行ってきました。すでに 70 歳を超えているので、かつての動きはないのかと思い

ましたが、3 時間に及ぶコンサートをノンストップで敢行する元気さに圧倒されました。70 歳代で現役、変な日本語も飛び出すチャレンジ精神もありました。元気をもらった気分です。

新年のご挨拶

事務長 山口充子

事務局を代表して新年のご挨拶をさせていただきます。今年から事務局の体制を見直し業務分担の変更を行いました。申請業務を中心としながら会員管理・入退会処理（斉藤） 賠償保険の手続き・事務局通信作成・ケアマネ事業の責任者（松本） パソコン・システム関係（高橋） 会計担当（菅野） NPO 関係（山西力） デスクサポート（清水明見）。ケアマネ事業・事務局通信など中心に、初めから、担当されてきた顧問の久下氏のアドバイスをうけながら、上記の体制で分担することになりました。

申請業務については全員で取り組んでいますが、昨年途中からは事務局通信を編集会議で討議し、会員の声、ニーズを取り入れるよう心掛け、理事会の方針や意見を会員に伝えるなどを中心に、見やすく見て役立つよう努力しています。至らぬことも多々あるかと思いますが、どしどしご意見をお寄せください。「会」の発展を願って会員のみならず共に頑張っていく所存です。今年がより良い年になることを願って挨拶とさせていただきます。



真のプロを目指し精進を重ねる年

清水指圧院 清水郁夫

あけましておめでとうございます。東京下町で指圧治療院を開業して 5 年になります。

開業当初は全然患者さんがいなくて、鍼灸マッサージ師会の清水さんや、山口さんのアドバイスで居宅介護支援事業所を訪ねて、患者さんを紹介してもらったのが良いと聞いて、早速飛び込み営業に行ったら最初の居宅介護事業所のケアマネジャーから、2 名の患者さんを紹介してくれて、次に訪ねた事業所のケアマネも、数名の患者さんを紹介してくれて、



営業の経験も無くても 5 年前は楽に患者さんを確保できました。治療院の経営も順調になり余り将来の経営の事とか治療家としての心構えとかが欠如していたんですね。

昨年からは患者さんを紹介してくれていた事業所も、訪問看護及び訪問リハビリの事業を始める様になり、紹介してくれていたケアマネも、自分の所の OT, PT を訪問で使う様になり、自分の治療院に患者さんを紹介してくれる事が無くなりました。これからどうすれば患者を増やしていくか考えている時に、鍼灸マッサージ師会の企画で、成功している先生の営業のやり方・経営者の考え・治療師の考え方その他諸々など、を教えて頂ける事になりました。本当に有り難い事です。

今年はこの様な現状をわきまえた上で、新たなる目標を作って一段一段努力して行こうと思っています。

これからは、プロのプロを目指さないと食べていけないと思いますので更なる精進を重ねて参りますので今年も皆様どうぞ宜しくお願い申し上げます。

時代のニーズに応える

武井百代

ここ数年情報通信や自然、医療、保険制度など生活身のすべてに大きな変化が起こってきた。医療保険にしても、十数年前の老人医療保険と現在の後期高齢者医療では大きく異なり、負担金の金額も増加傾向である。医療の常識も変わり、かつて当たり前であった外傷には消毒薬という常識が、外傷には水による洗浄と、パッド使用による乾燥を防ぐ保という新しい知識が浸透しつつある。

変化の中には制度的な改悪もあるが、通信手段の発達による情報からの、新しい知識の共有というメリットもある。我々鍼灸マッサージ師は、身体に触れて手当てを行うという古来からの技術に加え、具体的な知識や情報を解析した判断と、経験に基づいた患者に寄り添い、かつ他業種とも協力できる医療の形でありたい。それが柔軟にゆっくりと発展してゆける形であり、現代の必要に沿えるものであると思う。



療養費（マッサージ）の全部不支給についての意見書

上石治療院 上石晃一

税務会計監査事務所健康保険組合に申請を出しました。その後、保険者が担当医師に文書で問い合わせをした結果、『医師から医療的見解を何も得られなかった。医師は**患者の希望**で同意書を発行したので不支給にします』との通知を受けました。これはどのように解釈すればいいのでしょうか？

不支給決定通知にするのであれば、患者サイドに上層機関への不服申し立ての機会を提供して行うのが筋ではないでしょうか。本来の不支給の形式ではない、相手の意向を力でねじ伏せるような行為に感じられました。民主的ではありません。とても不愉快です。療養費の支給に応じられない理由として、患者が希望した場合は駄目であるということに対し、以下の意見を郵送いたしました。

返戻理由に対する意見

Y様が当治療院の治療を望まれ、医師から同意を頂き施術の成果から症状が良くなったと喜ばれています。

Y様に、どうですかと問い合わせもされずに、保険者の一方的な理由から、全額支給対象にならないとは、国民感覚からして全く理解に苦しみます。医師が発行されている同意書は診断書に類するもので、いちいち医師に何故と問うのは疑義を唱えていることになりませんか。つまり健康保険は国民の為にあるのではないというご見解ですか。

患者（国民）には医療の選択権があり、医師の同意書が出ているにも関わらず、患者本人の希望が反映されないことはあり得ません。

患者の希望は受療対象にならないとは厚生労働省の通達のどの箇所で表しているのか教えてください。

療養費の支給基準（社会保険研究所）において、第4、あん摩、マッサージ、指圧師の施術、第3章、医師の同意書、診断書の取り扱いの10項に、あん摩、マッサージの施術に係る診断書の交付を患者から医師が求められた場合は、円滑に交付されるようご指導願いたい事と、しっかり明記されています。

健康保険はもともと誰の為に有るものでしょうか。国民の為に有るものですね。貴健康保険組合の見解には全く納得がいくものでありません。それと陰でこそこそと医師に問い合わせたり、療養費支給申請書を溜めるだけ溜めて送り返してくるとは常識的な感覚を疑ってしまいます。

疾患者の症状経過

受療者のY様は、平成24年12月20日に当治療院に、偏頭痛（嘔吐）、腰痛、頸部の張り痛み、両肩関節の痛み腰痛の症状が現れ苦痛を訴え来院されました。当院の初検は、頸椎、肩、肘に強い関節拘縮と、胸椎、腰椎、仙椎の脊柱関節に関節拘縮、腹腔内部の各臓器にも硬直を認め、身体全体の変形徒手矯正術とあん摩、マッサージ、指圧（関節、内臓）を施術方針と決定し治療に入りました。

Y様の要望で、施術料は健康保険の対応でお願いはできませんかとの事から、主治医の診断を戴き、マッサージ療養費の同意を戴くようお伝えし、医師の同意が出たのが、平成25年1月11日であります。その後、約3ヶ月の施術の成果から訴えていた症状は、改善し解決致したようでした。

平成25年5月25日に再来院、腰の強い痛みと、頸部の張り痛み、軽い頭痛が発症していました。

医師の再同意が平成25年6月14日に出され、当治療院の再検においては前回と同様な症状が認められ、前回と同様な施術方針で治療を進め、3か月後には各症状は解消しました。

以上



攻めの経営戦略（営業実践編）①

事務局 松本泰司

H25年12月11日に瀬川先生、清水郁夫夫妻、レポーターの松本が江戸川区葛西と西葛西の居宅介護支援事業所・グループホーム・有料老人ホームに営業の実践に行ってきました。

まずは清水指圧治療院で戦略会議です。結論は奥さんが指圧学校の学生であることをアピールし、『資格を取ったら主人と一緒に仕事をしていきたい』と、お年寄りが応援したくなるような設定で営業に向かうことにしました。



戦略を考えるには土地柄も考慮します。下町であれば、気さくな笑顔と親しみやすさを前面に出し、夫婦の絆を演出し、家族のあったかさを見せます。年を取ると体力は落ちていき、定職はなくなり、子供は独立していきます。生活に優しさと温もりが不足しています。心からの笑顔で暖かい言葉を補ってあげましょう。但し実際は、奥様を訪問の玄関先に押し出す事が出来ず、清水郁夫先生が訪問しました。自己紹介からデモンストレーションの依頼をします。『清水リハビリ指圧治療院』は単なる指圧だけでなく立位訓練、歩行訓練、嚥下体操も行いう事が出来ます。何より個別の患者様に対応した施術が可能なことをアピールしました。

清水先生の言葉が少し詰まってきたら、瀬川先生がすかさずフォローします。傍で聞いていて「見事、さすがはプロ」と云うタイミングです。ちなみに2人とも糊が効いた半袖の白衣です。晴れているとはいえ12月なかばの寒さの中、レポーターを含め通行中の人はコートを着ていますが、2人ともヤル気が満ち、アドレナリンがすべての細胞に働きかけ、基礎代謝を上げているせいか寒さを訴えません。

寒空の中、半袖白衣で訪問すれば、入口のドアは必ず開けてくれます。『この環境で半袖で説明する事の意義』。熱意が伝わらないはずはありません。いくつも訪問しましたが入口での門前払いはゼロでした。

ケアマネのいる居宅介護支援事業所や、ヘルパーステーション等はウィンウィンの関係になるように切り出します。「働いている人にぜひ私の腕を見てもらいたい」。そして治療院の半額割引券を手渡します。

実費治療の営業も大切です。半額で丁寧な治療を受けた職員は、その先生に好感を持ちます（相性もありますが）。その時には反応が無くても、何かの機会に新規患者様につながる可能性が出てきます。

別の施設では「他の業者が入ってますから」と断られそうになりました。ここで瀬川先生が「私達のリハビリ指圧は単なる指圧・マッサージとは違います。機能訓練、日常生活動作改善も出来ます。選択肢を広げることで患者様へのサービスを厚くきめ細かく対応できると思います。一度デモンストレーションの機会を与えて頂けませんか」と話しかけました。そして職員に対しては名刺に手書きで**50%割引**の文字を目の前で書き入れ、「これをお持ち頂けると院長自ら（1人治療院です）が半額で治療致します」と。自費治療のネタで一押しして相手の印象を深めておきます。このダメ押しで職員の海馬に熱意を刻み付けます。



このページの最後は瀬川先生の言葉で締め括りましょう。「社会は時代と共に変わります。業種は同じでも業態は大きく変化しています。但し変わらない事があります。それはどんな時代でも相手の立場からものを考える視点の重要性です」「営業の基本は相手が何を考えているかを忖度する事です。相手の考えはすぐに変化しますが、求める事には大きな変化はないものです。それは思いやりであり、暖かい言葉であり、共感を持った眼差しかも知れません。相手の求めているものを差し上げていくのが

営業です。この仕事では金もうけを考えては成功しません。ただ瀬川の言う事を素直な心で誠実に実行すれば、人並み以上の生活が出来る事を断言します」「営業と云う言葉を嫌がる治療家は多いものです。営業と云うのは人に親切にし、人を喜ばすことです。笑顔にさせる事です」「どうです。簡単なことでしょう」。

介護予防運動(5)

介護予防主任運動指導員 松本泰司

会員の皆様は患者さん宅に訪問された時、患者さんのリハビリ運動へのモチベーションを高めるよう意識して言葉かけをしていますか。施術師は専門家の立場からその重要性を分かり易く伝える事が重要です。

1、運動で健康寿命を延ばしましょう。

平均寿命とは 1 人の人が何年生きられるかという、平均期間を表しますが、この期間の中で「**その人なりの健康状態**」で生活できる期間を健康寿命と言います。

※「その人なりの健康状態」と言ったのは、各人で健康の定義が大きく異なるためです。式で表現すると、『**平均寿命＝健康寿命＋不健康寿命**』になります。

2、運動の基本は歩行です。

現代社会は交通機関が発達し、便利になった為自分の体力が低下していることに気付きにくい環境になっています。自分の身体が支えられなくなって、ようやく体力の衰えを実感しますが、それでは遅すぎるのです。

それは年齢が高くなるにしたがい、運動をしようと思っても膝痛・腰痛・高血圧・動脈硬化・循環器病など、運動に制限が掛かってしまう身体の状態になってしまうからです。

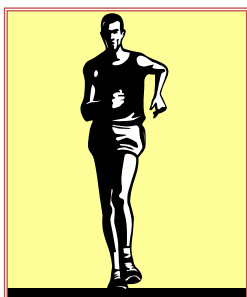
歩行は排泄・買い物・預金の引き落としに行く等、自立した生活に欠かせない動作です。皆様は正しい歩行をしていますでしょうか。靴の踵の減り具合は偏っていませんか。たとえば**踵の外側がいつもすり減っている人はO脚**です。O脚になると重心の位置が外方にずれ、不安定になるため、片足支持の時間が短くなります。



片足で支持している時間が少ないと、もう一方の足の振り出し時間が充分に取れず、歩幅が狭くなります。O脚が進むと膝の内側に体重圧が偏り、変形性膝関節症になります。

3、歩行姿勢について。

高齢になると胸椎部の生理的後弯が大きくなってきます。これはデスクワーク・読書・勉強など、視線を持続的に下に向ける動作の習慣によって、頸部の板状筋が引き伸ばされた姿勢が構造的に固定化された為です。不良姿勢は持続的な偏った筋緊張によりもたらされます。視線が下がると前傾姿勢になり、つま先が上がりずスリ足になります。



まずは正しい歩き方を習得しましょう。歩行姿勢が良くない場合、歩けば歩く程、身体の歪みは大きくなり、重心軸がずれ関節にかかる体圧分布に偏りが生じ、疼痛の原因になります。正しい歩き方は、踵から着地→足底から足指の付け根→最後は足指（拇趾を意識して）で蹴りだす。そういう歩行を正確にゆっくり時間をかけてから、徐々にスピード Up を図りましょう。では無理せず少し頑張ってみて下さい。

新規職員の紹介



今年、入社しました菅野芳子です。趣味は推理小説を読むことです。以前はメーカーや会計事務所で経理の仕事に携わっていました。

家では孫と猫の世話をしています。捨てられた猫を保護し、避妊手術をした後、里親を探していくボランティアの仕事を10年以上しています。

一生懸命頑張りますので、どうか宜しくお願い致します。



芳子さんはニャーのママだよ。頑張ってニャーのごはん代を稼いでね。

在宅ケア部 在宅ケア研修会

「大手に負けない個人のおもてなしと経営術」



講師 草薙和春先生

躍進を続け10年にわたる玉川学園鍼療所での経営術
その治療術と患者の心を捉えるおもてなしから学びましょう

日時 2014年3月9日(日)

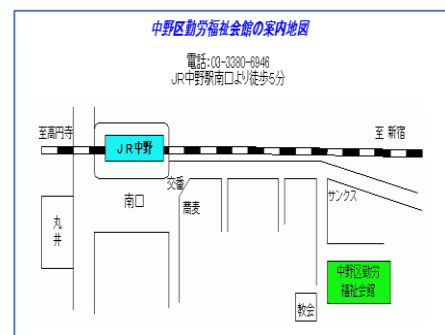
13時30分～16時30分

所 中野勤労福祉会館 (JR中野駅南口 歩5分)

費用 会員は無料 非会員は3000円

申し込み 一般社団法人鍼灸マッサージ師会 事務局

締め切りは 2月15日(定員になり次第締め切ります)



大山登山マラソン (治療ボランティア募集)

神奈川県鍼灸マッサージ共同組合主催・当会共催

【心臓破り・日本屈指の過酷なコース】【片道9キロワンウェイコース・標高差650m】

7キロ～フィニッシュまでは1610段の石段が待ち構えています。極度の下肢痙攣を起こした人に
マッサージ師の施術で、ランナーをサポートしましょう。

日時 2014年3月9日(日) 8:00～15:00

受付場所 伊勢原小学校校庭(伊勢原市伊勢原4-1-1)

申し込み 一般社団法人鍼灸マッサージ師会 事務局



在宅医療ケアセミナー案内

具体的症例に基づいて、実際に役立つ鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師が行う在宅医療ケアの講座を2日コースで行います。講義を挟んで**実技を重要視**したカリキュラムです。

テキストは当会で作成した「鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師が行う在宅医療ケア・リハビリの手引き」を使用します。

実際の治療にすぐに役立つセミナーにすることを特別に重視し、そのための特別講義を設定しましたので、各自の治療技術を引き上げる場としてぜひ活用してください。

- 1) 頭痛、肩こり、腰痛はもとより、治療ノウハウの体得ができます。
- 2) マッサージと変形徒手矯正術の体得。
- 3) 在宅での鍼灸実技の体得。
- 4) 疾病発症の根本的原因の体得から、治療のノウハウまでの体得。

セミナー日程

1日目 平成26年2月2日(日) 2日目 平成26年2月9日(日)

鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師が行う在宅ケアの目的。記事例に基づいた在宅医療ケアの講義と実技。

在宅におけるあん摩マッサージ指圧治療の実際。在宅における鍼灸治療の実際

講義時間 10時～16時45分

セミナー会場 中野区勤労福祉会館(和室)

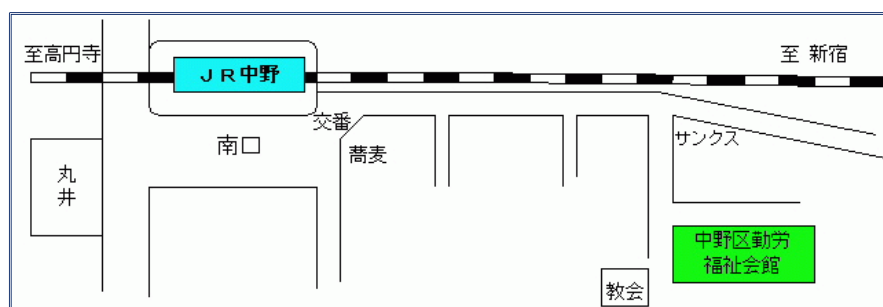
受講料 **会員無料** 非会員 1日コース15,600円、2日コース25,600円(鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師が行う在宅医療ケア・リハビリの手引き贈呈) **定員20名**です。申し込みは事務局へ。

20年を超える臨床経験の奥義を伝えるセミナー

特別講師 上石晃一

今回は病を快復改善していく基礎医術を100%伝授していきたいと思い、講師を引き受けました。私自身若くして身体を壊しこの道に導かれました。**20年を超える血の滲む精進**から掘み取った臨床経験をすべて伝える中身の濃いセミナーを計画しております。ぜひ参加して頂ける様ご案内致します。参加して悔いのないセミナーです。私が奥義を公開するのは今回が初めてです。真に良くしていく治療術を少しでもつかみ取って下さい。在宅医療に加えて手技療法の特別講座として頭痛、胸痛、腰痛その他関節痛は元より、内臓疾患等、様々対応できる治療法をお伝えしますのでお楽しみにして下さい。治療技術が抜きん出ていれば、営業はしなくても患者は来ます。**患者は根本的に良くなる治療を望んでいます。**

案内図



★ 事務局よりお知らせ

2月の締め切り

3日（月）の必着でお送り下さい。保険者の締め切りは通常通りです。



質問コーナー

Q: バージョンアップを何故何度もしなければならぬのですか？ 以前のバージョンで申請書はつくれています。



お答えします



A: バージョンアップは療養費の料金改訂などの制度改正のほか、申請書作成の作業を楽にしたり、誤りを少なくするために必要なものです。最新バージョンでないと、不備につながり、それが原因で事務局から会員の先生に、**電話で確認**の作業をして正確な申請書に仕上げていかなければなりません。その過程で見落としが発生する可能性もあります。バージョンアップは返戻を少なくし、申請書作成をスムーズに出来ます。是非こまめなバージョンアップにご協力ください。

2.86 以前の方→USBをお送り頂ければそれにバージョンアップモジュールを入れますので、料金はかかりません。CDですと2000円となります。

2.89 以降の方→インターネットから無料でバージョンアップができます。（選択メニューから F8 キーを押すことでバージョンアップが出来ます）

2.92（現在の最新バージョン）

※往療距離計算に必要な街区データ（H24年度分）が用意できました。

【東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県】

当会ホームページからダウンロード出来ます。USBメモリーで街区データを希望される場合は事務局までご連絡ください。



申請書ソフト バージョンアップ速報！

H26年度のバージョンアップは下記内容を予定しています。

実現機能およびリリース時期は未定です。明確になり次第お知らせします。

入金管理機能の搭載

月末に会員宛に支給明細を送付する際に、支払いデータを USB メモリで送付します。
会員の PC に支払データを入力することで、提出した申請書の入金状況が管理できるようになります。

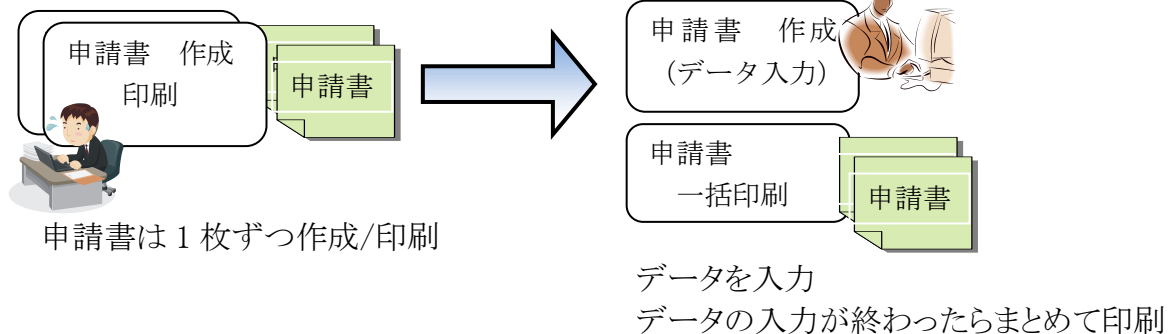
- ・提出した申請書が支払われたかどうか？
- ・25 年 11 月提出分の支払い状況は？
- ・・・

入金状況がわかる



申請書一括印刷機能の搭載 (オプション機能で実現 事務局通信 125 号)

入力し終わった申請をまとめて印刷する機能を搭載します。
申請書のほか、往療明細表/請求書の一括印刷も提供します
(いままで) (新機能)



その他改善機能

- ・申請書作成後の受療者データ変更方法の改善
保険者が変わった、負担割合が変わったというような返戻が多くみられます。
この場合、申請書を新規で作り直さなくても受療者データを変更する機能の提供
- ・Windows8/8.1 の正式対応 など

「申請書作成ソフト」の使い方をお手伝いします。

新機能はソフトを正しく使わないと、目的とする機能が使えないし、
便利な機能も宝の持ち腐れです。

事務局にバックアップデータをお持ちいただければ、ソフトの使い方
をご説明します。(有料にて出張対応も行います 事務局通信 125 号参照)

法人設立 10 周年、記念誌の発行 みなさんに再度の投稿をお願いします

設立 10 周年の記念行事の 1 つとして、記念誌の発行を提案しています。会の発足時から、会の運営や運動にかかわった方々も少なくなっており、当会の歴史を集約し記念誌としてまとめる記念誌の作成に取り組んでいます。

記念誌では、会の歴史と今後の会の事業や運動についてみなさんの声を掲載したいと考えており、以下のように投稿を募集いたします。記念誌に会員のみなさんの声を残して下さい。ご協力をお願いいたします。

「記念誌」投稿募集

10 周年記念行事実行委員会

投稿の内容

- ① 会の事業、運動の思い出 岸イヨ裁判、千葉裁判、保険者交渉の思い出、感想、意見など。
- ② ボランティア、セミナーの思い出、感想、意見。
- ③ これからの会の事業や運動へのご意見や提案。

投稿字数 2000 字以内 投稿締め切り 1 月 30 日 できるだけメールでの送信を希望します。

宛先 事務局広報 koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

【法人発足 10 周年記念会員バッジ（徽章）のデザイン募集】

当会も皆様会員及び事務局職員の日々ご活躍と努力の結果 10 周年という祝いの期を迎えることと相成り、平成 26 年 9 月 28 日（日）に 10 周年記念祝勝会を開催します。

そこで 10 周年記念実行委員会からの提案で当会の同志を確認し合い、会員の自覚を高める会員バッジ（徽章）を記念として作成するにあたり、会員皆様からデザインを募集致します。


応募期限 : 平成 26 年 3 月末日 デザイン賞 : 応募者の中から選出し贈呈


平成 26 年 2 月

1	土	
2	日	在宅医療ケアセミナー1日目
3	月	申請書㌫切
4	火	
5	水	申請業務
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	在宅医療ケアセミナー2日目
10	月	事務局通信投稿㌫切
11	火	建国記念の日
12	水	
13	木	
14	金	通信・USB等の発送
15	土	
16	日	NPO 千駄ヶ谷社教館祭り
17	月	事務局会議・保険学習会
18	火	
19	水	
20	木	19:00~保険部会
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	支給明細などの発送
28	金	療養費の振り込み

3月

1	土	
2	日	
3	月	申請書㌫切
4	火	
5	水	申請業務
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	在宅ケア学習会
10	月	事務局通信投稿㌫切
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	通信・USB等の発送
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	
21	金	春分の日
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	支給明細などの発送
28	金	療養費の振り込み
29	土	
30	日	
31	月	

 …申請業務期間

 …休業日